



写

26消安第2844号
平成26年9月25日

動物医薬品検査所長 殿

消費・安全局長

○ 「動物用インフルエンザワクチン製造用株を定める件について」の一部改正について

このことについて、別添写しのとおり各都道府県知事宛て通知したので、了知されたい。

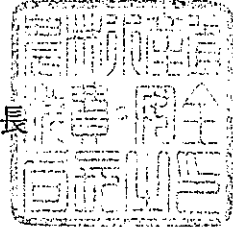
○



26消安第2844号
平成26年9月25日

北海道知事 殿

農林水産省消費・安全局長



「動物用インフルエンザワクチン製造用株を定める件について」の一部改正について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第42条第1項の規定に基づき定められる動物用生物学的製剤基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1567号）の規定に基づき、「動物用インフルエンザワクチン製造用株を定める件について」（平成21年7月1日付け21消安第2675号農林水産省消費・安全局長通知）において、馬インフルエンザ不活化ワクチンの製造用株及び馬インフルエンザ不活化・日本脳炎不活化・破傷風トキソイド混合（アジュバント加）ワクチンの馬インフルエンザウイルス製造用株が定められているところです。

今般、新たに製造用株としての適性が確認された A/equine/Yokohama/aq13/2010 (H3N8) 株と既存の A/equine/Ibaraki/1/2007 (H3N8) 株との組合せを両ワクチンの製造用株として加えるため、同通知の一部を別紙のとおり改正することとしましたので、御了知願います。

別紙

「動物用インフルエンザワクチン製造用株を定める件について」(平成21年7月1日付け21消安第2675号農林水産省消費・安全局長通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 馬インフルエンザ不活化ワクチン (薬事法第14条第1項又は第9項若しくは第19条の2第1項又は第5項の承認を受けた製剤の製造用株) (1)～(4) (略) <u>(5) A/equine/Yokohama/aq13/2010 (H3N8)及び A/equine/Ibaraki/1/2007 (H3N8)</u></p> <p>2 馬インフルエンザ不活化・日本脳炎不活化・破傷風トキソイド混合(アジュバント加)ワクチン (薬事法第14条第1項又は第9項若しくは第19条の2第1項又は第5項の承認を受けた製剤の製造用株) (1)～(3) (略) <u>(4) A/equine/Yokohama/aq13/2010 (H3N8)及び A/equine/Ibaraki/1/2007 (H3N8)</u></p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 馬インフルエンザ不活化ワクチン (薬事法第14条第1項又は第9項若しくは第19条の2第1項又は第5項の承認を受けた製剤の製造用株) (1)～(4) (略) (新設)</p> <p>2 馬インフルエンザ不活化・日本脳炎不活化・破傷風トキソイド混合(アジュバント加)ワクチン (薬事法第14条第1項又は第9項若しくは第19条の2第1項又は第5項の承認を受けた製剤の製造用株) (1)～(3) (略) (新設)</p>